

現 行	
	修 正 案

資料 5

宮城県地域防災計画

〔原子力災害対策編〕

平成25年2月

(案)

宮城県地域防災計画

〔原子力災害対策編〕

平成 年 月

(案)

宮城県防災会議

宮城県防災会議

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

表紙及び目次

現 行	目 次 (抜粋して掲載)	修 正 案	目 次 (抜粋して掲載)
第1章 総 則		第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1	第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1	第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	2	第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の基礎とすべき災害の想定	2	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 (追加)	3	第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	10
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	7	第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	14
第7節 関係機関による応援協力	12	第7節 関係機関による応援協力	15
第8節 原子力防災体制等の整備	12	第8節 原子力防災体制等の整備	21
第2章 原子力災害事前対策		第2章 原子力災害事前対策	
第1節 基本方針	13	第1節 基本方針	22
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等 の届出の受理	13	第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等 の届出の受理	22
第3節 原子力事業者からの報告の微取と立入検査	13	第3節 原子力事業者からの報告の微取と立入検査	22
第4節 原子力防災専門官との連携	13	第4節 原子力防災専門官との連携	22
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	13	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	23
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	14	第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	23
第7節 緊急事態応急体制の整備	18	第7節 緊急事態応急体制の整備	28
第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	21	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	33
第9節 モニタリング体制等	22	第9節 モニタリング体制等	34
第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	24	第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	36
第11節 複合災害に備えた体制の整備	24	第11節 複合災害に備えた体制の整備	36
第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	24	第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	36
第13節 避難収容活動体制の整備	24	第13節 避難収容活動体制の整備	37
第14節 飲食物の出荷制限、採取制限等	27	第14節 飲食物の出荷制限、採取制限等	41
第15節 緊急輸送活動体制の整備	28	第15節 緊急輸送活動体制の整備	41
第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備	29	第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備	43
第17節 緊急時医療体制等の整備	29	第17節 緊急時医療体制等の整備	44
第18節 物資の調達、供給活動	30	第18節 物資の調達、供給活動	46
第19節 行政機関の業務継続計画の策定	31	第19節 行政機関の業務継続計画の策定	47
第20節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	31	第20節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	47
第21節 防災業務関係者の人材育成	32	第21節 防災業務関係者の人材育成	48
第22節 防災訓練等の実施	32	第22節 防災訓練等の実施	49
第23節 原子力発電所上空の飛行規制	34	第23節 原子力発電所上空の飛行規制	50

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

表紙及び目次

現 行		修正案	
第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第25節 災害復旧への備え	第24節 放射性物質による環境汚染への対応	第25節 放射性物質による環境汚染への対応のための整備
第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策
第1節 基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
第3節 事故発生初期の措置	第3節 事故発生初期の措置	第3節 原子力災害警戒体制	第3節 原子力災害警戒体制
第4節 活動体制の確立	第4節 活動体制の確立	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立
第5節 住民等への的確な情報伝達活動	第5節 住民等への的確な情報伝達活動	第5節 住民等への的確な情報伝達活動	第5節 住民等への的確な情報伝達活動
第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握の活動	第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握の活動	第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動 (第7節より移動)	第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動 (第7節より移動)	第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動	第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動
第8節 緊急輸送活動	第8節 緊急輸送活動	第8節 緊急輸送活動	第8節 緊急輸送活動
第9節 救助・救急及び消防活動	第9節 救助・救急及び消防活動	第9節 救助・救急及び消防活動	第9節 救助・救急及び消防活動
第10節 緊急時医療活動	第10節 緊急時医療活動	第10節 被ばく医療活動	第10節 被ばく医療活動
第11節 労働災害時の緊急被ばく医療活動	第11節 労働災害時の緊急被ばく医療活動	第11節 労働災害時の被ばく医療活動	第11節 労働災害時の被ばく医療活動
第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策
第13節 自発的支援の受入れ等	第13節 自発的支援の受入れ等	第13節 自発的支援の受入れ等	第13節 自発的支援の受入れ等
第14節 行政機関の業務継続に係る措置	第14節 行政機関の業務継続に係る措置	第14節 行政機関の業務継続に係る措置	第14節 行政機関の業務継続に係る措置
第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策
第1節 基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	第4節 放射性物質による環境汚染への対処	第4節 放射性物質による環境汚染への対処	第4節 放射性物質による環境汚染への対処
第5節 各種制限措置等の解除	第5節 各種制限措置等の解除	第5節 各種制限措置等の解除	第5節 各種制限措置等の解除
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成	第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成	第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成	第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成
第8節 風評被害等の影響の軽減	第8節 風評被害等の影響の軽減	第8節 風評被害等の影響の軽減	第8節 風評被害等の影響の軽減
第9節 被災者等の生活再建等の支援	第9節 被災者等の生活再建等の支援	第9節 被災者等の生活再建等の支援	第9節 被災者等の生活再建等の支援
第10節 被災中小企業等に対する支援	第10節 被災中小企業等に対する支援	第10節 被災中小企業等に対する支援	第10節 被災中小企業等に対する支援
第11節 心身の健康相談体制の整備	第11節 心身の健康相談体制の整備	第11節 心身の健康相談体制の整備	第11節 心身の健康相談体制の整備
第12節 物価の監視	第12節 物価の監視	第12節 物価の監視	第12節 物価の監視
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

現行	第1章 総則	計画の目的	第1章 総則	修正案	第1章 総則	備考
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特措法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他の女川原子力発電所に係る事業者）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射性物質の放出された場合）に係る原子力災害対策が異常な水準で原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の発生及び拡大の復旧を図ることに必要な方針を定め、総合的かつ計画的な原子力災害から保護する目的とする。	この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特措法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他の女川原子力発電所に係る事業者）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質及の原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第59条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転、核燃料物質等（原子炉の運搬等（以下「運搬」という。）により放送器外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出される事態が異常な水準で原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の発生及び拡大の復旧を図ることに必要な方針を定め、総合的かつ計画的な原子力災害から保護することを目的とする。	この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特措法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他の女川原子力発電所に係る事業者）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質及の原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第59条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転、核燃料物質等（原子炉の運搬等（以下「運搬」という。）により放送器外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出される事態が異常な水準で原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の発生及び拡大の復旧を図ることに必要な方針を定め、総合的かつ計画的な原子力災害から保護することを目的とする。	この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、この防災基本計画とその関係	この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、この防災基本計画原原子力災害対策に基づいて作成したものであつて、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定地方法務省が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。	この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、この防災基本計画原原子力災害対策に基づいて作成したものであつて、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定地方法務省が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。
第1節 計画の性格	第1節 計画の目的	第2節 計画の性格	1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	(1) 国の防災基本計画との関係	(2) 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	(3) 原子力事業者の努め
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特措法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他の女川原子力発電所に係る事業者）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射性物質の放出された場合）に係る原子力災害対策が異常な水準で原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の発生及び拡大の復旧を図ることに必要な方針を定め、総合的かつ計画的な原子力災害から保護することを目的とする。	この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特措法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者（東北電力株式会社その他の女川原子力発電所に係る事業者）の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質及の原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第59条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転、核燃料物質等（原子炉の運搬等（以下「運搬」という。）により放送器外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出される事態が異常な水準で原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の発生及び拡大の復旧を図ることに必要な方針を定め、総合的かつ計画的な原子力災害から保護することを目的とする。	この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、この防災基本計画原原子力災害対策に基づいて作成したものであつて、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定地方法務省が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。	(1) 国の防災基本計画との関係	(2) 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	(3) 原子力事業者の努め
第2節 計画の性格	第1節 計画の目的	第2節 計画の性格	1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	(1) 国の防災基本計画との関係	宮城県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。	原子力事業者は、事故（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案
外へ放出される事態をいう。以下同じ。)の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずることとともに、事故が万一発生した場合に影響を最も限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関するように努めるものとする。	外へ放出される事態をいう。以下同じ。)の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずることとともに、事故が万一発生した場合に影響を最も限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関する協定書(資料1-2-1)参照 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書(資料1-2-2)参照
2 宮城県地域防災計画との整合性	2 宮城県地域防災計画との整合性
この計画は、「宮城県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」、「宮城県地域防災計画〔津波災害対策編〕」及び「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕」等によるものとする。	この計画は、「宮城県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」、「宮城県地域防災計画〔津波災害対策編〕」及び「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕」等によるものとする。
3 市町村地域防災計画との関係	3 市町村地域防災計画との関係
市町村が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作成又は修正するにあたつては、この計画を基本とし、県の地域防災計画に抵触することのないように対するとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。	市町村が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作成又は修正するにあたつては、この計画を基本とし、県の地域防災計画に抵触することのないように対するとともに、具体的な計画を定めておくものとする。 なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。
4 計画の修正	4 計画の修正
この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。	この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。
第3節 計画の周知徹底	第3節 計画の周知徹底
この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。 また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。	この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。 また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。
第4節 計画の基礎とすべき災害の想定	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定
原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含むものとする。	原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含むものとする。 ・記載の適正化

現行	修正案
1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	<p>1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態</p> <p>過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素やこれらに付隨して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。</p> <p>これらの中には、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となる風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。</p> <p>また、複合災害が発生により原子炉施設が損傷した場合には、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとることがある。</p> <p>2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態</p> <p>原子力発電所における過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射性物質による原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。</p> <p>(1) 放射線による被ばく</p> <p>①外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質からのガソル線によつて生じる。</p> <p>②内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によつて生じる。</p> <p>(2) 被ばくの低減化措置</p> <p>①放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による外部被ばくは、その放射性物質の濃度及び放射性フルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による被ばくを低減する措置としては、<u>気密性の高い場所への退避及びベータ線の遮蔽</u>が有効である。この際、その地域のその時期における卓越した風向き等が有効である。</p> <p>②放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による外部被ばくは、その放射性物質の濃度及び放射性フルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による被ばくを低減する措置としては、<u>気密性の高い場所への退避及び放射線の遮蔽</u>が有効である。</p>
2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態	<p>2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態</p> <p>原子力発電所の過酷事故等による原子力災害は、人体に対しては原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくによる被ばくの低減化を図ることにより被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。</p> <p>(1) 放射線による被ばく</p> <p>①外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質からのガソル線によつて生じる。</p> <p>②内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によつて生じる。</p> <p>(2) 被ばくの低減化措置</p> <p>①放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による外部被ばくは、その放射性物質の濃度及び放射性フルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による被ばくを低減する措置としては、<u>気密性の高い場所への退避及びベータ線の遮蔽</u>が有効である。</p> <p>②放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による外部被ばくは、その放射性物質の濃度及び放射性フルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性フルーム及び地表に沈着した放射性物質による被ばくを低減する措置としては、<u>気密性の高い場所への退避及び放射線の遮蔽</u>が有効である。</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案	備考
考慮し、風下転からある幅を持つ範囲の住民等に対して措置を講じることが重要となる。	②飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対する対策では、周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでのには通常時間的余裕があるため、その間に飲食物中の放射性物質の濃度を定量し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。	・記載の適正化 ・記載の適正化
3 緊急事態における判断基準	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>②飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対する対策では、すみやかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、各機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分などの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事故の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・用語の説明を追加 ・意見 No.28 反映 ・意見 No.56 反映 ・意見 No.28 反映 ・事業者防災業務計画との関係を追加
(2) 運用上の介入レベル (OII : Operational Intervention Level)	<p>(2) 運用上の介入レベル (OII : Operational Intervention Level)</p> <p>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射生物濃度等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現行

質の濃度等の環境において計測可能な値で設定するものとする。

緊急時ににおける判断及び防護措置実施の基準
(資料 3-2-6)

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
(資料 3-2-6)

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報の基準
(資料 3-2-3)

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に係る基準
(資料 3-2-4)

(追加)

修正案

表 1-4-2 緊急事態区分と EAL の枠組み

緊急事態区分	警戒状態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができること又は停止したことなどを確認することができるないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能(冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた原子炉冷却材を超過する原子炉冷却材の漏えいが起これり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生するここと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。
原子炉冷却機能(給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合。
原子炉冷却機能(残留熱)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合。

第 1 章 総則

備考

EAL の全面修正

EAL の本編
取り込み

意見 No.30 反映

EAL 及び OIL
本編取り込みに伴
う修正

参考資料の追加

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第1章 総則

現行		修正案		備考	
(追加)	合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	・EALの全面修正 ・EALの本編取り込み	
原子炉機械故障(炉心損傷)	全ての非常用交流母線から電気のみが1系統で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。	全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。		
電源供給機能(交流電源)	電源供給機能(直流電源)	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	全ての非常用直流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。		
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)		
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を維持できること。	
使用済燃料プール水位	使用済燃料プール水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できること。	水位まで低下する。おいて、当該水位まで低下し	

現行		修正案	備考
(追加)		測定できないこと。	いるおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心の損傷が発生しない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたつて通常の運転及び停止中ににおいて想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁苦しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁苦しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
格納容器機能 パワーリダクション機能	燃料被覆管 障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管 障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること。	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において原子炉冷卻系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁苦しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において原子炉冷卻系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁苦しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
原子炉制御室	原子炉の他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に異常が発生した場合において、原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室から別の原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 原子炉の制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉施設に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
		警戒事態等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)
		全面緊急事態 (General Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)

緊急事態区分 分類	警戒事態等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
--------------	------------------	-----------------------------------	-------------------------------

現行		修正案	備考
(追加)		原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内外と原子力事業所との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・EALの全面修正 ・EALの本編取り込み
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内外と原子力事業所との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	火災又は溢水	火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器（「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
外的事象及びその他事象	重要区域において、火災又は溢水が発生した場合、安全上重要な構築物、系統又は機器（「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ・当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上での地震が発生した場合。 ・当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発表された場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（巻き、洪水、台風、火山等）。 ・オンライン統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	原子力事業所内と原子力事業所との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
周辺監視区域放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングボスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu \text{Sv/h}$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上を検出	左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上を検出
周辺監視区域放射性物質濃度	排気筒、排水口その他のこれらに類する場所において、事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当	左記の場所において、事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当	

現行

(追加)

修正案

- 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの
- (注)各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。

(追加)

表 1-4-3 運用上の介入レベル

度等		修正案	
基準) 種類	基準の概要	した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至つた場合	するとして定める放射能水準に至つた場合
OIL1 緊急防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や室内退避等させるための基準	500 $\mu\text{Sv/h}$ (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}	EAL の全面修正 EAL の本編取り込み
OIL4 緊急防護措置	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の音数率)	OIL6 の本編取り込み
OIL2 早期防護措置	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	β 線 : 13,000cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の音数率)	OIL6 の本編取り込み
飲食物による摂取	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※4} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させた場合の基準	20 $\mu\text{Sv/h}$ (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準
飲食物による摂取	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu\text{Sv/h}$ ^{※5} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準

現行		修正案				備考	
(追加)		ゾーン基準	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	核種	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他の	
0.1L6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg [*]			
	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			
		アントニム及び超ウラン元素のガラフタ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			
		チラン	20Bq/kg	100Bq/kg			

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値。
*2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。
*3 我が国において広く用いられているβ線の入射点面積が20cm²の検出器を利用した場合の当量率。
*4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えは野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
*5 實効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
*6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲
防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減をしながら、具体的な地域を定めるものとする。

①予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) の考え方

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質

- ・記載の適正化
- ・記載の適正化

②予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) の考え方

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述の緊急態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

則 總 第 1 章

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案
	<p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中坪第1、中坪第2、中坪第1、中坪第2、中坪第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福 2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福 2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽 町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、新下前沼、向陽 町二丁目第2、新下前沼、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁 目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) 大泊、仁斗田</p> <p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、日星敷、五味、元相 野谷、中島上、中島下、中野、牧野、三貝、馬鹿、五十五人、鶴 家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田， 北境、東福田、大土、梨木舟度、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中， 三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、入釜谷、仮設 飯野川校園地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設 大森第3団地、仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船屋、熊沢、羽坂、桑沢， 立沢、大沢、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駿前、定川、山崎、利瀬山根、利瀬町上、利瀬町，笈 入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道の・三軒谷地， 谷地中、曾波神、中坪、山根、しらさざ台、沢田、館、糠塚，砂押， 柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表 沢、表庭、小崎、仮設押切沼田地、仮設しらさざ台地、仮設東北 電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山田地、仮設桃生中津山団地</p> <p>(桃生) 倉卒、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山 下、四軒、城内館下、城内館、新田上、新田下、給人町上、給人町 下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、抬賣， 入沢、櫛崎東・山田、櫛崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塙団地， 仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、行人前、二 丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉沢、月浜， 長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指， 小滝、にっこり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小 路、長度根組、滝地、十八段、小瀬、給分、太原、小瀬倉、谷川。</p>
	<p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中坪第1、中坪第2、中坪第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福 2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福 2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽 町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、新下前沼、向陽 町二丁目第2、新下前沼、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁 目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) 大泊、仁斗田</p> <p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、日星敷、五味、元相 野谷、中島上、中島下、中野、牧野、三貝、馬鹿、五十五人、鶴 家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田， 北境、東福田、大土、梨木舟度、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中， 三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、入釜谷、仮設 飯野川校園地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設 大森第3団地、仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船屋、熊沢、羽坂、桑沢， 立沢、大沢、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駿前、定川、山崎、利瀬山根、利瀬町上、利瀬町，笈 入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道の・三軒谷地， 谷地中、曾波神、中坪、山根、しらさざ台、沢田、館、糠塚，砂押， 柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表 沢、表庭、小崎、仮設押切沼田地、仮設しらさざ台地、仮設東北 電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山田地、仮設桃生中津山団地</p> <p>(桃生) 倉卒、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山 下、四軒、城内館下、城内館、新田上、新田下、給人町上、給人町 下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、抬賣， 入沢、櫛崎東・山田、櫛崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塙団地， 仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、行人前、二 丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉沢、月浜， 長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指， 小滝、にっこり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小 路、長度根組、滝地、十八段、小瀬、給分、太原、小瀬倉、谷川。</p>
	<p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中坪第1、中坪第2、中坪第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福 2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、太田切、福 2、太田切、福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽 町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、新下前沼、向陽 町二丁目第2、新下前沼、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁 目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) 大泊、仁斗田</p> <p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、日星敷、五味、元相 野谷、中島上、中島下、中野、牧野、三貝、馬鹿、五十五人、鶴 家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田， 北境、東福田、大土、梨木舟度、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中， 三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、入釜谷、仮設 飯野川校園地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設 大森第3団地、仮設大森第4団地</p> <p>(雄勝) 名振、荒、船越、大須上、大須下、大須船屋、熊沢、羽坂、桑沢， 立沢、大沢、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駿前、定川、山崎、利瀬山根、利瀬町上、利瀬町，笈 入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道の・三軒谷地， 谷地中、曾波神、中坪、山根、しらさざ台、沢田、館、糠塚，砂押， 柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表 沢、表庭、小崎、仮設押切沼田地、仮設しらさざ台地、仮設東北 電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山田地、仮設桃生中津山団地</p> <p>(桃生) 倉卒、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山 下、四軒、城内館下、城内館、新田上、新田下、給人町上、給人町 下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、抬賣， 入沢、櫛崎東・山田、櫛崎西、永井、裏永井、仮設永井・倉塙団地， 仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、長尾上、行人前、二 丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、追波上、追波下、吉沢、月浜， 長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指， 小滝、にっこり団地</p> <p>(牡鹿) 鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小 路、長度根組、滝地、十八段、小瀬、給分、太原、小瀬倉、谷川。</p>

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

則 總 第 1 章

現行	修正案	備考
(追加)	<p>本章第5節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による確定的影響を回避するため、放射性物質の景観への放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。</p> <p>なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国の指示又は独自の判断によりPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施するものとする。</p> <p>また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、本章第5節で規定するUPZにおいて、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施するものとする。</p> <p>(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外において緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、第4節第3項第2号で規定するOIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見 No.128 反映 意見 No.129 反映 意見 No.144 反映

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に關し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第1章第2節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県	事務又は業務	
1 通信体制の整備・強化に關すること。 2 防災対策資料の整備に關すること。 3 防護資機材の整備に關すること。 4 環境モニタリング設備・機器等の整備に關すること。 5 緊急時医療設備等の整備に關すること。 6 防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に關すること。 7 原子力防災訓練の実施に關すること。 8 事故状況等の把握及び通報連絡に關すること。 9 警戒本部の設置・運営に關すること。 10 宮城県災害対策本部の設置・運営に關すること。 11 宮城県災害合意対策協議会の運営への協力に關すること。 12 原子力災害合意対策協議会の運営への協力に關すること。 13 自衛隊の派遣要請に關すること。 14 住民等に対する広報及び指示伝達に關すること。 15 緊急時モニタリングに關すること。 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の採取制限等に關すること。	1 通信体制の整備・強化に關すること。 2 防災対策資料の整備に關すること。 3 防護資機材の整備に關すること。 4 環境モニタリング設備・機器等の整備に關すること。 5 彼ばく医療設備等の整備に關すること。 6 防災業務関係者に対する知識の普及及び啓発に關すること。 7 原子力防災訓練の実施に關すること。 8 原子力防災訓練の実施に關すること。 9 事故状況等の把握及び通報連絡の実施に關すること。 10 原子力災害対策本部の設置・運営に關すること。 11 宮城県災害合意対策協議会の運営への協力に關すること。 12 原子力災害合意対策協議会の運営への協力に關すること。 13 自衛隊の派遣要請に關すること。 14 住民等に対する広報及び指示伝達に關すること。 15 緊急時モニタリングに關すること。 16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の採取制限等に關すること。	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案	備考
<p>1.7 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>1.8 緊急時医療措置に関すること。</p> <p>1.9 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。</p> <p>2.0 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>2.1 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p> <p>2.2 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<p>1.7 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>1.8 弊ぼく医療措置に関すること。</p> <p>1.9 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。</p> <p>2.0 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>2.1 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p> <p>2.2 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (指針の表現反映)
2. 警察本部	2. 警察本部	・意見No.32反映
<p>1. 防護対策を構成すべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</p> <p>2. 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</p> <p>3. 立入り等の制限措置及び解除に関すること。</p>	<p>1. 防護対策を構成すべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</p> <p>2. 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</p> <p>3. 立入り等の制限措置及び解除に関すること。</p>	
3. 県教育委員会	3. 県教育委員会	
<p>1. 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等による知識の普及及び原子力防災に関する指導等に関すること。</p> <p>2. 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。</p> <p>3. 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。</p>	<p>1. 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等による知識の普及及び原子力防災に関する指導等に関すること。</p> <p>2. 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。</p> <p>3. 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。</p>	
4. 関係市町	4. 関係市町	
<p>1. 通信連絡設備の整備に関すること。</p> <p>2. 防災対策資料の整備に関すること。</p> <p>3. 防護対策機材の整備に関すること。</p> <p>4. 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。</p> <p>5. 防災業務関係者に対する教育に関すること。</p> <p>6. 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p> <p>7. 原子力防災訓練の実施に関すること。</p> <p>8. 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</p> <p>9. 災害対策本部の設置・運営に関すること。</p> <p>10. 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。</p> <p>11. 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</p> <p>12. 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</p> <p>13. 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</p> <p>14. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>15. 放射性汚染物活動に対する協力に関すること。</p> <p>16. 各種制限措置等の解除に関すること。</p> <p>17. 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p>	<p>1. 通信連絡設備の整備に関すること。</p> <p>2. 防災対策資料の整備に関すること。</p> <p>3. 防護対策機材の整備に関すること。</p> <p>4. 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。</p> <p>5. 防災業務関係者に対する教育に関すること。</p> <p>6. 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p> <p>7. 原子力防災訓練の実施に関すること。</p> <p>8. 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</p> <p>9. 災害対策本部の設置・運営に関すること。</p> <p>10. 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。</p> <p>11. 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</p> <p>12. 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</p> <p>13. 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</p> <p>14. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>15. 放射性汚染物活動に対する協力に関すること。</p> <p>16. 各種制限措置等の解除に関すること。</p> <p>17. 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (指針の表現反映)
5. 石巻地区広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部	5. 石巻地区広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第1章 総則

現行		修正案		備考	
機関名	事務又は業務	機関名	事務又は業務	機関名	事務又は業務
東北管区警察局	<p>1 住民等に対する広報に関する広報に関すること。</p> <p>2 住民の退避等の誘導に關すること。</p> <p>3 一般傷病者の救急搬送に關すること。</p> <p>4 被ばく者の救急搬送に關すること。</p> <p>5 防護対策を講ずべき区域の消防対策に關すること。</p> <p>6 關係消防本部との連絡調整に關すること。</p>	東北管区警察局	<p>1 住民等に対する広報に関する広報に関すること。</p> <p>2 住民の退避等の誘導に關すること。</p> <p>3 一般傷病者の救急搬送に關すること。</p> <p>4 被ばく者の救急搬送に關すること。</p> <p>5 防護対策を講ずべき区域の消防対策に關すること。</p> <p>6 關係消防本部との連絡調整に關すること。</p>	東北財務局	<p>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</p> <p>2 地方公共団体に対する災害融資に關すること。</p> <p>3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</p> <p>4 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</p>
東北財務局	<p>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</p> <p>2 地方公共団体に対する災害融資に關すること。</p> <p>3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</p> <p>4 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</p>	東北厚生局	<p>1 災害状況の情報収集と通報に関すること。</p> <p>2 關係職員の派遣に関すること。</p> <p>3 關係機関等との連絡調整に関すること。</p>	東北農政局	<p>1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</p> <p>2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</p>
東北農政局	<p>1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</p> <p>2 農業関係被害状況の収集及び報告に関する情報収集・連絡に関すること。</p> <p>3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</p>	東北森林管理局 (追加)	林産物の汚染対策の指導に関すること。	東北森林管理局 (追加)	<p>1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</p> <p>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</p> <p>3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</p>
東北地方環境事務所	<p>1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。</p> <p>2 關係職員の派遣に関すること。</p> <p>3 關係機関等との連絡調整に関すること。</p>	東北運輸局	海上・海上輸送機関との連絡調整に関すること。	東北運輸局	<p>1 交通施設等の被害及び被災事業者等に關する情報収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 交通施設等の被害及び被災事業者等への支援に関すること。</p> <p>3 交通施設等の被害及び被災事業者等への支援に関すること。</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案	備考
<p>東京航空局仙台空港事務所</p> <p>第二管区海上保安本部</p> <p>仙台管区気象台</p>	<p>1 原子力発電所上空の飛行規制に關すること。 2 緊急時ににおける飛行場使用の総合調整に關すること。</p> <p>1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に關すること。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に關すること。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に關すること。</p> <p>気象等に關する警報・注意報並びに予報及び気象情報等の発表及び伝達に關すること。</p>	<p>2 壓急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に關すること。</p> <p>1 原子力発電所上空の飛行規制に關すること。 2 緊急時に飛行場使用の総合調整に關すること。</p> <p>1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に關すること。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に關すること。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に關すること。</p> <p>1 気象、地震、水象の観測及びその成果の収集、発表に關すること。 2 気象、地震（地震にあつては、発生した断層運動による地盤動に限る）、水象（水象の子報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に關すること。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に關すること。</p> <p>電気通信の確保及び非常通信の運用管理に關すること。</p>
<p>東北総合通信局</p> <p>宮城労働局</p> <p>東北地方整備局</p> <p>東北防衛局</p> <p>東北管区気象台</p>	<p>電気通信の確保及び非常通信の運用管理に關すること。</p> <p>労働者の被ばく管理の監督指導に關すること。</p> <p>一般国道指定区間の道路管理に關すること。</p> <p>1 災害時ににおける自衛隊及び在日米軍との連絡調整に關すること。 2 災害時ににおける所管財産の使用に関する連絡調整に關すること。 3 原子力艦の原子力災害に關する連報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に關すること。</p>	<p>電気通信の確保及び非常通信の運用管理に關すること。</p> <p>労働者の被ばく管理の監督指導に關すること。</p> <p>一般国道指定区間の道路管理に關すること。</p> <p>1 災害時ににおける自衛隊及び在日米軍との連絡調整に關すること。 2 災害時ににおける所管財産の使用に関する連絡調整に關すること。 3 原子力艦の原子力災害に關する連報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に關すること。</p>
<p>7 自衛隊</p>	<p>機 関 名</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊</p> <p>航空自衛隊 第4航空団</p> <p>海上自衛隊 横須賀地方監部 方總監部</p>	<p>事 務 又 は 業 務</p> <p>1 災害応急救援活動に關すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に關すること。</p> <p>機 関 名</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊</p> <p>航空自衛隊 第4航空団</p> <p>海上自衛隊 横須賀地方監部 方總監部</p>
		<p>7 自衛隊</p> <p>機 関 名</p> <p>事 務 又 は 業 務</p> <p>1 災害応急救援活動に關すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に關すること。</p> <p>機 関 名</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊</p> <p>航空自衛隊 第4航空団</p> <p>海上自衛隊 横須賀地方監部 方總監部</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案																																										
<p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 営 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構本部・東北ブロック事務所</td> <td>国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 株式会社宮城支店</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 東北総支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮城県支部</td> <td> <p>1 医療教護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他の災害救護に必要な業務</p> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 仙台放送局</td> <td> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社</td> <td> <p>1 高速道路の交通確保に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路 株式会社東北支社</td> <td> <p>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td> <td>(1.1)に記載</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 営 業 務	独立行政法人国立病院機構本部・東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。	東日本電信電話 株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社	通信の確保に関すること。	KDDI 株式会社 東北総支社	通信の確保に関すること。	日本赤十字社 宮城県支部	<p>1 医療教護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他の災害救護に必要な業務</p> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>	日本放送協会 仙台放送局	<p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>	東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	<p>1 高速道路の交通確保に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p>	東日本高速道路 株式会社東北支社	<p>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p>	東北電力株式会社	(1.1)に記載	<p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 営 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構本部・東北ブロック事務所</td> <td>国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 株式会社宮城支店</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ 東北支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社 東北総支社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>ソリバックスリム株式会社</td> <td>通信の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 宮城県支部</td> <td> <p>1 医療教護にに関すること。 2 救援物資及び配分にに関すること。 3 災害時の血液製剤の供給にに関すること。 4 義援金の受付にに関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。</p> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 仙台放送局</td> <td> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社</td> <td> <p>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路 株式会社東北支社</td> <td> <p>1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p> </td> </tr> <tr> <td>日本銀行仙台支店</td> <td> <p>・誤記修正 (指定地方公共機関から移動)</p> <p>・記載の簡素化</p> <p>・指定公共機関の追加</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 営 業 務	独立行政法人国立病院機構本部・東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。	東日本電信電話 株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。	株式会社NTTドコモ 東北支社	通信の確保に関すること。	KDDI 株式会社 東北総支社	通信の確保に関すること。	ソリバックスリム株式会社	通信の確保に関すること。	日本赤十字社 宮城県支部	<p>1 医療教護にに関すること。 2 救援物資及び配分にに関すること。 3 災害時の血液製剤の供給にに関すること。 4 義援金の受付にに関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。</p> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>	日本放送協会 仙台放送局	<p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>	東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	<p>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p>	東日本高速道路 株式会社東北支社	<p>1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p>	日本銀行仙台支店	<p>・誤記修正 (指定地方公共機関から移動)</p> <p>・記載の簡素化</p> <p>・指定公共機関の追加</p>
機 関 名	事 務 又 は 営 業 務																																										
独立行政法人国立病院機構本部・東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。																																										
東日本電信電話 株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。																																										
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社	通信の確保に関すること。																																										
KDDI 株式会社 東北総支社	通信の確保に関すること。																																										
日本赤十字社 宮城県支部	<p>1 医療教護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他の災害救護に必要な業務</p> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>																																										
日本放送協会 仙台放送局	<p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>																																										
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	<p>1 高速道路の交通確保に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p>																																										
東日本高速道路 株式会社東北支社	<p>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p>																																										
東北電力株式会社	(1.1)に記載																																										
機 関 名	事 務 又 は 営 業 務																																										
独立行政法人国立病院機構本部・東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。																																										
東日本電信電話 株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。																																										
株式会社NTTドコモ 東北支社	通信の確保に関すること。																																										
KDDI 株式会社 東北総支社	通信の確保に関すること。																																										
ソリバックスリム株式会社	通信の確保に関すること。																																										
日本赤十字社 宮城県支部	<p>1 医療教護にに関すること。 2 救援物資及び配分にに関すること。 3 災害時の血液製剤の供給にに関すること。 4 義援金の受付にに関すること。 5 その他災害救護に必要な業務に関すること。</p> <p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>																																										
日本放送協会 仙台放送局	<p>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</p> <p>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>																																										
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	<p>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の危険差し衝突に関すること。</p> <p>高速道路の交通確保に関すること。</p>																																										
東日本高速道路 株式会社東北支社	<p>1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策</p>																																										
日本銀行仙台支店	<p>・誤記修正 (指定地方公共機関から移動)</p> <p>・記載の簡素化</p> <p>・指定公共機関の追加</p>																																										

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第1章 総則

現行	修正案																			
9 指定地方公共機関	9 指定地方公共機関																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北放送株式会社</td><td>1 原子力に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</td></tr> <tr> <td>株式会社仙台放送</td><td></td></tr> <tr> <td>株式会社 宮城テレビ放送</td><td></td></tr> <tr> <td>株式会社東日本放送</td><td></td></tr> <tr> <td>株式会社 エフエム仙台</td><td></td></tr> <tr> <td>社団法人宮城県医師会 協会</td><td>災害時における医療救援活動に関すること。</td></tr> <tr> <td>社団法人宮城県トラック 協会</td><td>災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関するこ と。</td></tr> <tr> <td>宮城県道路公社</td><td>高規格道路の交通確保に関すること。</td></tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社 東北支社</td><td>1 災害対策に必要な物資の輸送対策 2 災害時の応急輸送対策</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東北放送株式会社	1 原子力に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	株式会社仙台放送		株式会社 宮城テレビ放送		株式会社東日本放送		株式会社 エフエム仙台		社団法人宮城県医師会 協会	災害時における医療救援活動に関すること。	社団法人宮城県トラック 協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関するこ と。	宮城県道路公社	高規格道路の交通確保に関すること。	日本貨物鉄道株式会社 東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策 2 災害時の応急輸送対策
機 関 名	事 務 又 は 業 務																			
東北放送株式会社	1 原子力に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。																			
株式会社仙台放送																				
株式会社 宮城テレビ放送																				
株式会社東日本放送																				
株式会社 エフエム仙台																				
社団法人宮城県医師会 協会	災害時における医療救援活動に関すること。																			
社団法人宮城県トラック 協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関するこ と。																			
宮城県道路公社	高規格道路の交通確保に関すること。																			
日本貨物鉄道株式会社 東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策 2 災害時の応急輸送対策																			
10 公共的団体等	10 公共的団体等																			
	<p>漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 は、原子力災害時には、県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活 動に対し、積極的に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 																			
11 東北電力株式会社	11 東北電力株式会社（指定公共機関）																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 關係機関に対する情報の提供に関すること。 3 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 通信連絡設備の整備に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。 7 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関するこ と。</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 關係機関に対する情報の提供に関すること。 3 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 通信連絡設備の整備に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。 7 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関するこ と。																	
事 務 又 は 業 務																				
1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 關係機関に対する情報の提供に関すること。 3 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 通信連絡設備の整備に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。 7 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関するこ と。																				

現行	実行	修正案	備考
第7節 関係機関による応援協力	第7節 関係機関による応援協力	第7節 関係機関による応援協力	<p>原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たつて高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全般的な応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>・記載の適正化</p>
関係機関による応援協力体制 (資料1-7-1) 参照	関係機関による応援協力体制 (資料1-7-1) 参照	関係機関による応援協力体制 (資料1-7-1) 参照	<p>第8節 原子力防災体制等の整備</p> <p>県は、宮城県防災会議に原子力防災部会を設置し、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕を検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関するものとする。</p> <p>宮城県防災会議原子力防災部会要綱 (資料1-8-1) 参照</p>